

# 小山田地区社会福祉協議会規約

## 第1条 (名称および事務所)

本会は小山田地区社会福祉協議会と称し、事務所を小山田地区市民センター内に置く。

## 第2条 (目的)

本協議会は小山田地区における地域社会づくりの活性化を願い福祉事業の充実と諸活動の促進をはかるものとする。

## 第3条 (事業)

本協議会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民のしあわせを高揚するための地域福祉活動を促進する。
- (2) 地域住民の文化的な意欲を高めるとともに青少年の健全育成、保健体育活動などの事業を促進する。
- (3) 市社会福祉協議会と連絡を密にし、本協議会の事業育成に努める。
- (4) その他目的達成するために必要な事業の促進。

## 第4条 (構成)

本協議会の構成は小山田地区在住の自治会員並びに各種団体組織より構成する。

(\*細則にて規定)

## 第5条 (部員)

本協議会の部員は、各種団体の組織並びに本会の趣旨に賛同するものの中から選出される。

## 第6条 (役員)

1. 本協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
書 記	1名
会 計	1名
監 事	2名

2. 役員を選出

本協議会の役員は委員より互選にて選出する。

- (1) 役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- (2) 補欠で就任した役員は前任者の残留期間とする。
- (3) 役員は4部長と兼ねない。

### 3. 役員の任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は本会の庶務をつかさどる。
- (4) 会計は経理をつかさどる。
- (5) 監事は本会の経理並びに会務の状況を監査する。

### 4. 顧問

- (1) 本協議会は顧問をおくことができる。
- (2) 顧問は、会長の要請によって役員会・総会に出席し意見をのべる。

## 第7条 (部会)

1. 本協議会は事業を遂行するために次の部会を置く。
  - (1) 生活福祉部
  - (2) 青少年育成部
  - (3) 保健体育部
  - (4) 文化広報部
2. 部会には部長、副部長、書記を置く。場合によっては、会計をおくことができる。

## 第8条 (会議)

1. 本協議会は総会、役員会、部会で構成し、それぞれ必要に応じて会長又は部長が招集する。
2. 役員会は役員、部長によっておこなわれ、総会は、役員、部長、各部の役員、民生委員、各種団体の長によっておこなわれる。

## 第9条 (会計)

1. 本協議会の収入は会費、特別会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費については役員会で定め、年度当初納めるものとする。

附則 本規約の改廃は、総会の承認を得なければならない。

この規約は平成 3年 4月 1日より施行する。

この規約は平成15年 5月22日より施行する。

この規約は平成18年 6月 2日より施行する。

この規約は平成24年 5月31日より施行する。

## 小山田地区社会福祉協議会細則

1. 各種団体とは下記の団体である。

- ① 自治会
- ② 女性部
- ③ 老人会
- ④ 子ども育成者会
- ⑤ 交通安全協会
- ⑥ 体育振興会
- ⑦ 小学校 PTA
- ⑧ 中学校 PTA
- ⑨ スポーツ推進員
- ⑩ 消防分団
- ⑪ 民生委員会
- ⑫ 遺族会
- ⑬ 青山里会
- ⑭ 保護司
- ⑮ 人権擁護委員
- ⑯ 中央補導委員
- ⑰ 地区補導
- ⑱ 青少年相談員
- ⑲ 少年警察協助員
- ⑳ 明るい選挙推進協議会
- ㉑ 更生保護女性の会
- ㉒ 母子寡婦福祉会
- ㉓ 各サークル団体代表
- ㉔ 各スポーツ団体代表
- ㉕ 各ボランティア団体代表